

福島新田文書目録と目録作成について

- 1 本文書「福島新田文書」は、前橋市にある岩神書店をとおして、須坂市が平成24年(2012)2月6日付文化財取得審査会の決議を経て購入したものである。本郷は、千曲川右岸にある松代藩領高井郡福島村。その新田として開発され発展した村が「四ッ屋村」、のちの福島新田村であった。この新田村に関わる文書が群馬県の一古書店を仲介として、須坂市の史料として永久保存されることになったのである。本郷福島村との関係が明らかになる貴重な史料となろう。
- 2 近世の高井郡福島村は、千曲川の右岸・東方にある北国街道の宿駅であった。福島新田は、本村(本郷)の千曲川対岸に移住した百姓らが耕地を開発して起こした村落である。1700年代後半の明和期には、すでに村方三役があり、新田村として、年貢は本村をとおさないで直接松代藩へ納めていた。実質一村独立の村として機能していたと思われる。それ故に、本村からの独立を願い、本村からの分離願いを、かなり早い時期から藩あてに提出していたのであった。しかしながら、本村の了承を得られないまま維新期を迎え、ようやくにして分離・独立を認可されたのは、明治19年(1886)12月であった。このとき、はじめて土屋坊村とともに上水内郡屋島村として一村独立し、悲願を達成したのである。屋島村は、その後2年余をへて明治22年には、北長池外4ヵ村と合併して朝陽村となっている。
- 3 本区有文書中最古の史料は、宝永3年(1706)12月の「売渡シ申田地証文之事」である。この時は「四ッ屋村」安右衛門に宛てた売渡証文として登場する。寛延2年(1749)・同4年の売渡証文の宛名にも四ッ屋村と記されており、この頃、福島新田は四ッ屋村とも呼称されていたことがわかる。福島新田村とみえるのは、本文書目録によれば、宝暦8年からである。名主は天明期にいたってみられる。江戸期の文書で量的に多かったものは、千曲川除普請関係史料約40冊、諸夫銀人別割合帳約23冊、諸夫銀書出し覚帳17冊、国役節木船銀御用夫人別割合帳約12冊ほかの史料である。明治～大正11年頃までの史料のなかにも租税や村つかい史料がみられる。
- 4 これら現存する史料を「福島新田文書目録」として目録を作成した。『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「056」(56番目)に位置づけ、史料番号は「058-A-1」から開始して、整理ラベルを貼付した。

文書目録の史料点数は以下のように917点を数える。

<u>記号</u>	<u>分類項目</u>	<u>総史料番号</u>	<u>史料点数</u>
A	江戸Ⅰ	390	394
B	江戸Ⅱ	336	337
C	明治以降	186	186
	合計	912	917

- 5 本史料目録が、本郷である福島町（旧福島村）をはじめとする須坂市民、さらには、多くの地域史研究者によって活用されることを期待する。そして、福島町、須坂市域の新たな歴史を発掘し、その歴史に輝きを添えられることを願ってやまない。
- 6 史料目録の作成に当たっては、史料活用の便を考慮して次のようにした。
- (1) 史料名は、原則として史料中に記載された表題を記載したが、無表題史料には、次のように（ ）をもちいて仮表題を作成して掲げた。
（未之年貢皆済状） （畦畔図面帳）
- (2) 「記」・「覚」のみで内容無記載の史料については、次のように（ ）内に内容説明を記載したものもある。
記（領収証） 覚（国役金上納）
- (3) 請取など切手まがいの一紙史料は、便宜的に括って整理したものもある。その場合は、次のように一枚目の史料名を記し、他の史料については「外○点」などと略記した。備考欄には「便宜括り」と記載しておいた。
上納金領収書、外5点 苗木売渡証、外1点
- (4) 史料形態については、次のように略記した。
横（横帳）、 横半（横半帳）、 縦（縦帳）、 紙（一紙）、
封（封書）、 冊（冊子）、 綴、など
- 7 本史料目録は、須坂市誌編さん室の下記専門員が分担して作成した。
勝山一男 小林謙三 竹内正勝
（編さん担当：青木廣安・丸山文雄）

2013年3月8日

須坂市誌編さん室